

小松飛行場へのB-747SR機の就航について

防衛庁及び運輸省は、小松飛行場へのB-747SR機就航に当たつて次のとおり協定する。

1 B-747SR機が就航することにより、破損が予想される滑走路灯については、運輸省が就航時期（昭和55年4月下旬）までに必要な措置をとることとし、防衛庁はこれに協力するものとする。

2 滑走路両側面の芝面のうち、B-747SR機が就航することにより滑走路の管理上舗装を必要とする範囲については、防衛庁が運輸省から支出に関する事務の委任を受けて昭和55年11月30日までに舗装するものとし、工事は夜間工事とする。

なお、次の場合はB-747SR機の運航を中止するものとする。

(1) 芝面舗装工事開始以前において、B-747SR機の運航により滑走路ショルダ-部に被害を生じた場合又はFOD（異物混入による航空機の破損）発生等不安全要素が生じた場合。

(2) 芝面舗装工事中安全管理の面（FOD対策を含む。）からB-747SR機の運航中止が必要な場合。

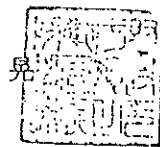
② 3 B-747SR機が就航することにより予想される誘導路取付部の除雪については、運輸省において実施するものとする。

4 運輸省は、本協定の実施により取得した財産について管理区分に従つて防衛庁に無償で所管換するものとする。

5 本協定の実施の細部については、現地関係機関において協議して定めるものとし、本協定に定めのない事項については必要に応じ別途協議して定めるものとする。

昭和55年3月26日

防衛庁経理局施設課長 平



運輸省航空局飛行場部管理課長 金田

